

## 令和7年度（令和6年分）市県民税申告相談日程

- 申告期間：2月17日（月）から3月17日（月）まで ※土日祝除く  
 受付時間：9時30分～11時30分、13時～15時30分 ※ウェブ予約又は電話予約をお願いします。  
 申告会場：下田市役所 河内庁舎 1階 多目的室 ※会場が変更となりました。ご注意ください。

## 予約について

事前にインターネット上のウェブ又は電話による予約が必要となりますので、申告相談を受ける場合には、事前に予約をお願いします。

## 予約方法

- 希望日の4日前までに下記の方法にて予約をお願いします。  
 ウェブ予約：2月3日（月）から3月13日（木）まで 24時間受付可能です。  
 電話予約：2月10日（月）から3月13日（木）まで 平日9時から17時まで



## 市県民税の申告用紙について

市県民税の申告用紙は、昨年申告された方、昨年中に下田市に転入した方については、1月24日（金）に郵送しました。用紙は税務課市民税係（東本郷庁舎窓口㊟）で配布しています。

## 書類の事前作成のお願い

- ・医療費控除を申告される方は、所定の「医療費控除の明細書」を事前に作成してください。
  - ・事業・農業・不動産所得がある方は、所定の「収支内訳書」を事前に作成してください。
- 職員は、上記書類の作成代行は行いません。相談時間の短縮のため、ご協力をお願いします。

申告に必要なもの	
本人確認書類等	マイナンバーが確認できる書類（本人、配偶者、扶養親族のマイナンバーカードなど）、身元確認書類（運転免許証、保険証など）、市役所から事前に送付された申告書用紙や申告のお知らせ通知、収支内訳書の控えなど
収入関係	給与・公的年金の令和6年分の源泉徴収票 個人事業主や不動産所得がある場合、収支内訳書（事前作成してください） その他の収入（所得）がある方は、収入や経費が分かる書類など
控除関係	社会保険料控除 国民健康保険税（料）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、健康保険料、厚生年金保険料、国民年金基金掛金等の払込証明書（国保等は市発行の「納付額のお知らせ」）
	生命保険料控除 生命保険料の控除証明書
	地震保険料控除 地震保険料の控除証明書
	障害者控除 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
	配偶者（特別）控除 配偶者の令和6年中の所得が分かる書類（源泉徴収票など）
	医療費控除 医療費控除の明細書（事前作成してください）、医療費通知、領収書など
	寄附金控除 寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など
その他の控除	市役所税務課までお問い合わせください。

## 確定申告について 問合せ先 下田税務署 ☎20185

所得税の確定申告は、**市役所では受付できません**。2月17日（月）から3月17日（月）までの期間中に下田市民スポーツセンター（サンワーク下田）で申告受付を行っております。入場には入場整理券が必要のため、詳しくは下田税務署（☎20185）へ問合せください。

## 市県民税の申告書は郵送での提出を、確定申告はe-Taxで！

申告期間は**2月17日（月）から3月17日（月）まで**

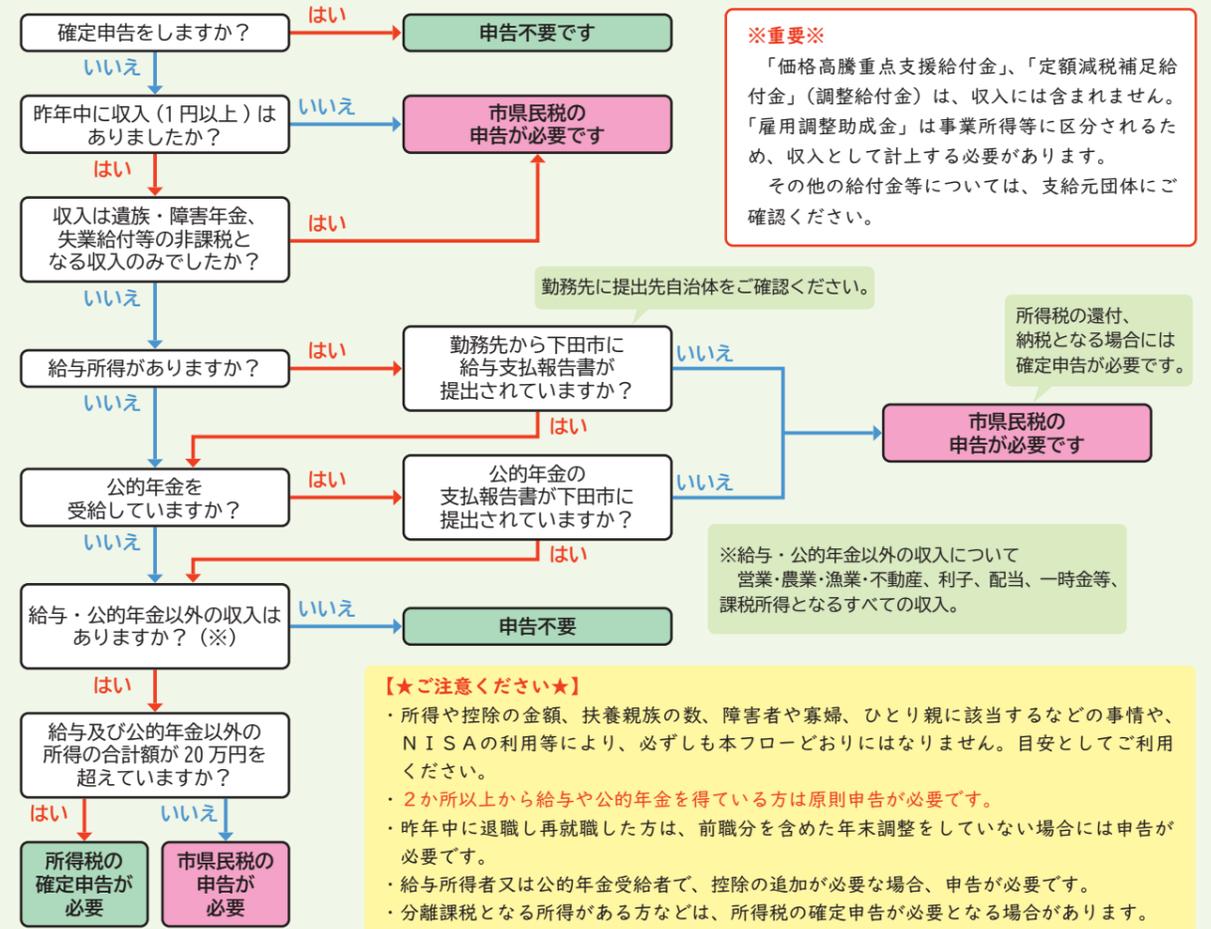
問合せ先 税務課市民税係（東本郷庁舎窓口㊟）☎2218

市県民税の申告は、市県民税算出の賦課資料となるほか、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料等の算定の算出資料になります。必ず期限内に申告してください。

## 市県民税の申告が必要な人

- 令和7年1月1日現在、下田市に住所がある方です（1月2日以降に転出された方も含まれます）。  
 ※フローチャートをご確認ください。

## 令和7年度「市県民税の申告要否」参考フローチャート



## 申告期限・提出方法

令和7年3月17日（月）までに、税務課市民税係（東本郷庁舎窓口㊟）宛に郵送又は提出してください。

郵送先：〒415-8501 下田市東本郷一丁目5番18号 下田市役所税務課市民税係宛

※「市県民税申告書在中」と表記してください。

提出先：下田市役所税務課市民税係（東本郷庁舎窓口㊟）

※市県民税申告書提出専用窓口となるため、申告相談は受けられません。

相談が必要な場合は、市県民税申告相談を受けてください（要予約）。

